

議 案 第 35 号

松戸市における宅地開発事業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市における宅地開発事業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

都市計画法の改正により、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえた開発許可制度の見直しがされたことに伴い、市街化調整区域の立地基準を定める関係規定を整理するため。

松戸市における宅地開発事業等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市における宅地開発事業等に関する条例（平成13年松戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「第29条第1項各号」を「第29条第1項第2号から第11号まで」に改める。

第6条第1項第1号ア及びイ中「以上」を削り、同号ウ中「135平方メートル以上」を「135平方メートル」に改め、同項第2号中「以上」を削る。

第7条第1号中「政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を除く。）のうち、次に掲げる」を「原則として、政令第29条の9各号に掲げる区域を除く。）のうち、開発行為を行おうとする区域内の土地の関係権利者からの申出に基づき市長が指定した」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に規定する用途以外の用途

第7条の2第1項中「前条第1号イ」を「前条第1号」に改める。

第7条の3第1項中「第7条第1号イ」を「第7条第1号」に改め、同項第8号中「及び災害の防止」を削る。

第8条第1号、第2号及び第4号中「の区域」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 区域区分日前から既に宅地である土地において、建築基準法別表第2（い）項第1号から第3号までに規定する用途の建築物の建築の用に供する目的で行うもの

第12条第1項中「第7条第1号イ」を「第7条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。